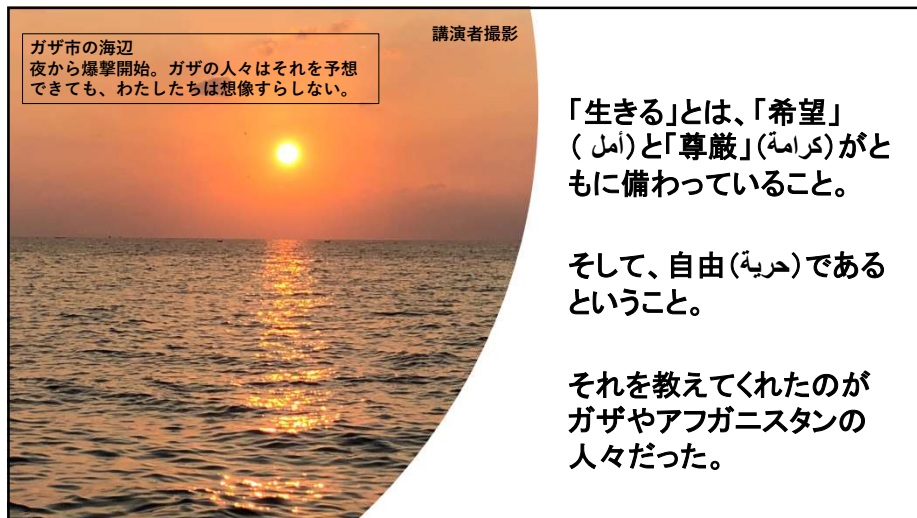




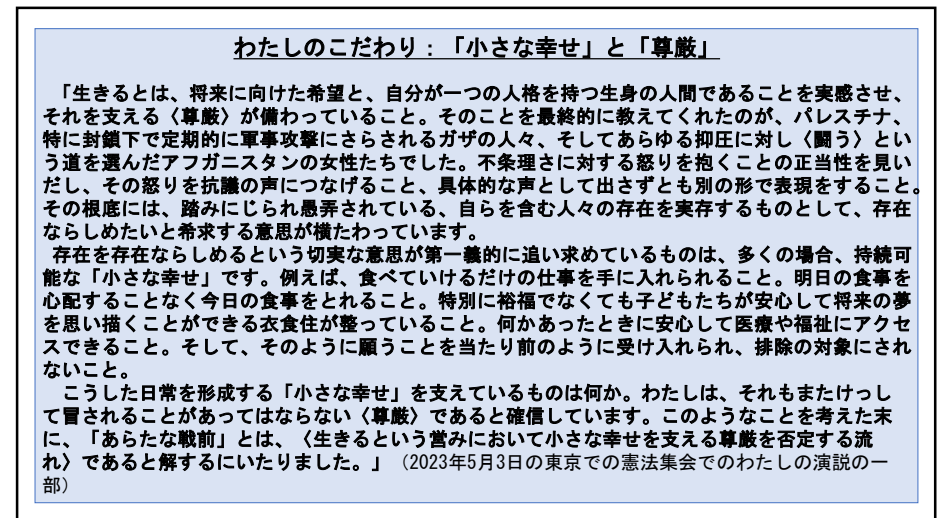
1



2



3



4



5



6



7

「平和」とは、人が生きるという根本的な行為に対して、具体的な安心感を与えると同時に、人間としての尊厳をもって生きるということを肯定的にとらえる大きな安心材料を与えるもの

(安保法制違憲北海道訴訟の講演者の控訴人陳述書より)

8

平和的生存権は 誰に何をもとめているのか (1)

- 「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」(憲法前文2段後半) 前文：憲法の一部としての法的性質を有するもの+各条文の解釈基準としての意味
 - 「われら」とは誰か：「日本国民」
 - 平和的生存権の権利主体は誰か：「全世界の国民」
 - 「ひとしく」と法の支配の関係性：公平性を前提とする



9

平和的生存権は 誰に何をもとめているのか (2)

- 平和的生存権の「確認」作業としての実践／行動とは
 - 人権侵害を黙認しない。
 - 恐怖や欠乏を生み出す構造を見据えながら、これらにさらされている人々に心を寄せる。
 - 上記の構造に挑戦するための行動をできる限りする。



10

憲法研究者である<わたし>にとってのガザ入域の意味

- 封鎖と黙認への挑戦・抵抗 (=国際法上、存在しえない野外監獄への挑戦)・・・憲法研究者としての矜持
- 細い針で小さな、**小さな穴をあける作業=小さな抵抗**
- 小さな抵抗の積み重ねにより、穴を少しずつ広げる作業



国際法違反の集団懲罰を認めない。

11

小さな幸せを支える尊厳
がおびやかされない社会

平和的生存権
(憲法前文)

平和的生存権と憲法
9条と憲法24条のト
ライアングル理論

憲法24条

憲法9条

12

DV加害者論理を紛争における当事者の関係性に適用

相手・相手国よりも優位に立ちたい→権力関係をつくり、相手が自分の意に背むくことをすると叩きのめす

DVなどの
ファミリー・バイ
オレンス

DVの本質＝支配
心身ともに支配

支配欲

暴力は継続的の場合もあれば、そうでない場合も＝罰＋支配の怖さを思い知らせることが目的

占領や侵略行為における当事者間の関係（イスラエルとガザの関係）

13

何よりも理解しておくべきこと

ガザが占領下で長年封鎖されてきたという事実

始点は10月7日ではない。

14



法の支配が強く問われてきた末の
出来事とその後

講演者撮影

15

イスラエルにとっての被占領地：係争地

ジュネーブ第4条約適用の回避

被占領地であることの根拠

- 2005年のガザからの入植地と軍の撤退は占領終結を意味しない。なぜか？
- 国際法上の占領の意味：
陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（ハーグ陸戦条約の附属書）42条「一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ掃シタルトキハ、占領セラレタルモノトス。占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス。」
- 封鎖下のガザで起きてきた構造的暴力の要因や背景は、42条がいう占領の下でなければ説明できない。

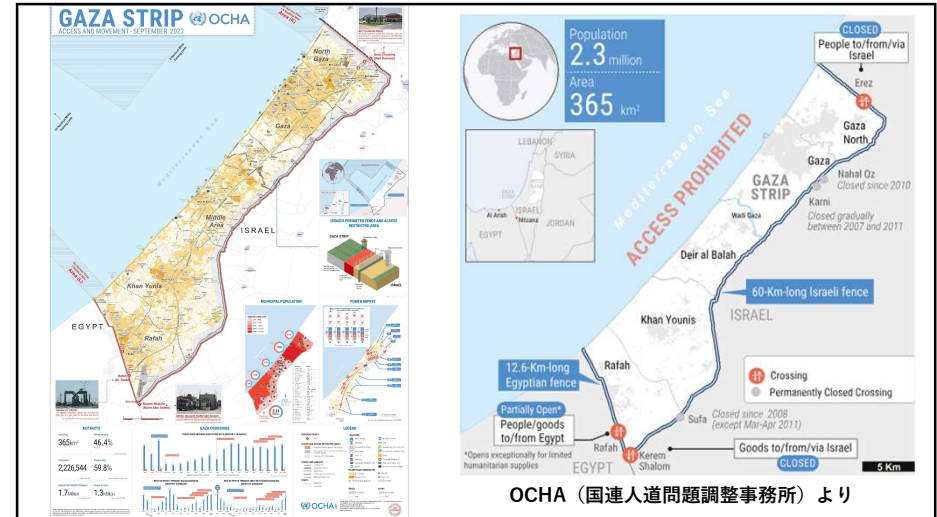
16

ガザ封鎖の歴史(参考までに)

- 1993年：ガザ地区を包囲するフェンスの建設開始
- 2004年5月：イスラエル軍による大攻撃
- 2006年パレスチナ評議会選挙：ハマース主導の政権（自治政府）が誕生
- 2007年～：人の移動の著しい制限。食糧や物資の搬入制限→国際法違反の「集団懲罰」
- 2008年12月末から2009年1月中旬：**イスラエル軍による大攻撃①**
- 2010年5月31日：イスラエル軍の特殊部隊が、ガザ自由船団を攻撃。2010年6月末：封鎖の一部解除
- 2012年11月：**イスラエル軍による大規模攻撃②**
- 2014年7月から8月：**イスラエル軍による大規模攻撃③**
- 2018年3月末～：**故郷への帰還と占領終結を求める一斉行動の開始（被占領地）**。イスラエル軍が武力鎮圧（死傷者多数）
- 2021年5月：**イスラエル軍による大規模攻撃④**
- 2023年10月7日：ハマースによる急襲。以後、**イスラエル軍による激しい報復攻撃⑤**

17

17



18

- 365平方キロメートル&人口約230万人
- 住民の約70%が1948年のイスラエルの建国の過程で故郷を追放された難民
 - 難民が住民のマジョリティという「異常性」
 - 難民の「収容所」・ガザという巨大な「難民キャンプ」
 - 人口密度が極めて高い（例：北部のジャバリヤ難民キャンプ）
- 封鎖：野外監獄（天井のない監獄）、人の移動や物資の搬送の大幅制限、経済活動の自由の侵害。開発を意図的に妨害することで、生活の営み自体が不可能な状態を作り出す。
- 住民の多数が貧困線以下の生活を送る：国際機関等からの援助に頼ることの屈辱&占領ビジネス問題（イスラエル市場の活用）。イスラエルの国際法上の責務の肩代わり問題。
- 高い失業率、とりわけ若者（60から70%）
- 水不足&燃料不足&電気不足：下水処理問題&病気
- 定期的に行われる苛酷な軍事攻撃：封鎖により逃げ場なし。西岸の占領から目を遠ざけることも一つの目的

19

19

ガザ



20

イスラエルの占領下の統治・支配の方法(1)

- オスロ合意問題: 和平合意ではなく、イスラエルの植民地支配を強化するもの。重要事項(難民の帰還権、入植地、エルサレム帰属、国境画定)のはすべて後回し。
- 被占領地内(東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区)での支配の方法の違い: 効率性 = **分断と隔離**
 - 苛酷な管理・統制による自己決定権の一時的否定
 - 日常生活のあらゆる面が占領政策により規定: **構造的暴力**という視点を持つ必要性
 - ジュネーブ第4条約の下での「文民に対する保護義務」の放棄(イスラエル: 同条約の締約国)、国際機関その他を巻き込む形で(ジレンマ)
- **国家建設と開発(とりわけガザ=反開発)を不可能にするしくみや制裁(例えば、軍事封鎖や大きな爆撃)の導入(=オスロ体制の意味→あらたな植民地支配の強化)**
- **自由と尊厳の侵害および(将来に向けた)希望の喪失: 特にガザ**

21

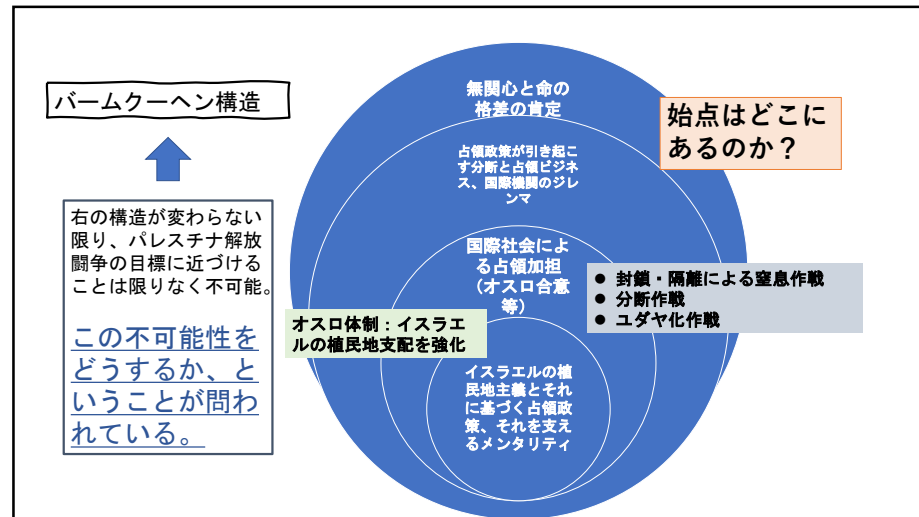
21

イスラエルの占領下の統治・支配の方法(2)

- **軍事攻撃は人の目に見えやすいむき出しの暴力であるが、分断・隔離統治の暴力は可視化されにくい。**
 - **東エルサレム**
 - 家屋破壊: 建築許可取得の困難さ
 - ユダヤ化政策: ユダヤ人人口の優位化を図る、入植地の拡大
 - 隔離壁によるパレスチナ人コミュニティの分断: 居住権・市民権等への影響
 - **ヨルダン川西岸地区**
 - 西岸内を入植地、検問所、道路ブロック、隔離壁等によって細分化
 - 分断政策・アパルトヘイト体制: 人種差別撤廃条約3条(人種隔離およびアパルトヘイトの防止・禁止・根絶を締約国に求める)、国際刑事裁判所規程7条(i)(人道に対する犯罪としてのアパルトヘイト犯罪)
 - **ガザ**
 - 封鎖・包囲(フェンスや壁で封鎖)、移動の大幅な制限(人・物)、ライフラインへの影響
 - 住民に対する**緩慢な窒息作戦→あらたな方向へ(根は同じ)**

22

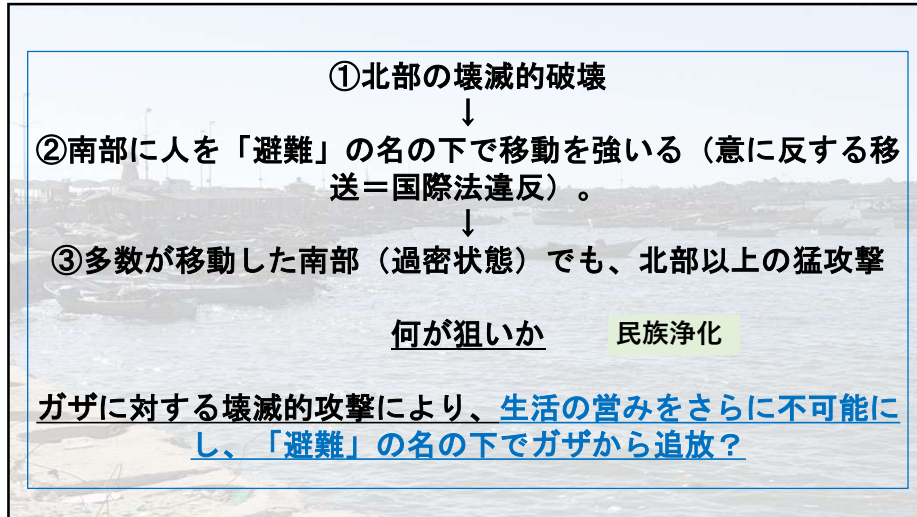
22



23

- **無差別の猛攻撃(仮に「自衛権」の行使が正当化されるとしても、そのレベルをはるかに超えている)**
 - **非国家主体に対する自衛権の行使は可能か(国際司法裁判所の見解)。**
 - **占領下に置いている土地・人々に対して、自衛権が行使されるとどうなる可能性があるか。←いま、まさにその怖さを目にしている。**
- **注意すべきは、無差別攻撃としての側面だけでなく、無差別攻撃でもとりわけどこが狙われているのかという点(ライフライン)とその理由。**
 - 病院・学校(避難所)・人口密接地・大学・貯水池・給水タンク、裁判所等への空爆
 - 北部の包囲と徹底的な破壊⇒南部の破壊(ハーンユーニス等)へ
- **ライフラインを常に握ってきた支配者が、パレスチナ人を生死ギリギリのラインではなく、それを超すレベルにもっていくことの意味**
 - **追い込み+「支配者」であることを見せつける(=DV加害者論理)。**
 - **追放(次頁)**

24



25



26

「ジェノサイド」（集団殺害犯罪）の重み：ジェノサイド条約2条・国際刑事裁判所に関するローマ規程6条

「集団殺害罪」という訳は適切ではない。

第六条 集団殺害犯罪
この規程の適用上、「集団殺害犯罪」とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行なう次のいずれかの行為をいう。

- (a) 当該集団の構成員を殺害すること。
- (b) 当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。
- (c) 当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること。
- (d) 当該集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること。
- (e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

集団の破壊を軸とするもの

* 青字と下線は講演者による。

27

根っこにある発想は同じ
パレスチナ人は追放の対象、シオニズムの排他性

グテーレス国連事務総長が国連憲章99条の発動。安保理へ人道的停戦の宣言を求める書簡の送付8。(2023年12月6日)。

過去16年の封鎖

現在

民族浄化

緩慢な窒息作戦

あからさまな・急速な窒息作戦・根絶やし作戦・追放作戦

集団の破壊を意図するジェノサイドの道

2023年12月5日現在、国連人道問題調整事務所(HP)より
死者：16,248人
負傷者：43,616人
避難民：約193万人

ガザの家屋の60%以上

破壊された家屋：5万軒以上
部分的に破壊された家屋：25万軒以上

死者の約7割が子どもと女性

28

〈異常〉さ

- ①ジェノサイドを強く疑わせる事態、人道に対する罪や戦争犯罪等で関係者がたくさん訴追されてもおかしくないような出来事が連続して起きていること。
- ②そうした状況に対する批判が国際的に高まっているなかで、「普通」に無視して、けっしてやめようとしないうこと。
- ③著しい重大な犯罪が頻発しているのに、「自衛権」の行使の名の下で正当化し、それを認める国々があること。
- ④法的拘束力がある安全保障理事会による決議（11月16日）で求められた人道的休止を無視しての攻撃継続←法の支配に対する愚弄
- ⑤北部から南部へ「避難」を強いて（意に反する行為）、多数が移動した南部で猛撃。←人を南部に移動させて攻撃すると「目的」を達成しやすいということでは（基本的に追い出したい）というのが建国時からの発想：シオニズムに基づく侵略的建国）。

29

ガザ攻撃は、国際法に基づく「秩序」へのおぞましい挑戦であり、法の支配の破壊でもある。

30

ずっと続いてきたガザの人々に対する
非人間化に基づくジェノサイドへの道

&

10.7を利用した大規模な「報復」攻撃がめ
ざすものとは何なのか。

各国・国際機関・NGOは追放（第二のナクバ）に手を貸してはいけない。

31



32



講演者撮影

33



講演者撮影

34



講演者撮影

35

日本国憲法に基づき、日本政府に求められていること & 日本政府がすべきこと

- 自衛権の行使を前提にして、ガザの人道危機への対応をすることではない。
- 「全世界の国民の平和的生存権」（日本国憲法前文）に基づき、ガザの人々が強いられる「恐怖」と「欠乏」をなくす行動をすること。

停戦

封鎖解除

オスロ体制
の終結・占
領終結

36

**医療・子ども支援の現場から
構造的暴力に虐げられた人々と連帯し
平和憲法を持つ我が国の責務も問う緊急出版**

11/27発売

**平和に生きる権利は
国境を超える**

猫塚義夫・清末愛紗

『平和に生きる権利は国境を超えるーパレスチナとアフガニスタンにかかわって』(あけび書房、2023年)

ガザ情勢を受けての緊急出版

猫塚義夫・清末愛紗

『平和に生きる権利は国境を超えるーパレスチナとアフガニスタンにかかわって』(あけび書房、2023年)

■ あけび書房 TEL: 03-5888-4142 FAX: 03-5888-4448

〒112-0054 東京都港区北条3-3-1333
http://www.akebisha.com MAIL: info@akebisha.com

※購入の上、最寄りの書店あるいはあけび書房へご注文下さい。

ISBN 978-4-87154-245-2 C1031 ¥1600
1600円(本体価格1600円+税)
定価1760円(本体価格1600円+税)

あけび書房

ISBN	978-4-87154-245-2	C1031	¥1600
定価	1760円	(本体価格1600円+税)	

あけび書房 TEL: 03-5888-4142 FAX: 03-5888-4448